主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人長崎裕三の上告趣意について。

所論緊急避難の主張は、原審において被告人も弁護人もこれを主張した形跡がなく、従つて、原判決もこれにつき何等の判断を示していないし、また、これを示さなかつたのも当然であるといわなければならない。されば、所論は、既にその前提において採用し難い。

よつて旧刑訴四四六条に従い、裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

検察官 茂見義勝関与

昭和二六年二月二日

最高裁判所第一小法廷

輔		悠	藤	齌	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
毅			野	眞	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官